

平成 2 8 年度第 2 回島原市入札監視委員会議事概要

開催日時	平成 2 9 年 2 月 8 日（水）午後 2 時～午後 3 時 5 5 分
場 所	島原市役所 4 階 会議室
委 員	八幡 秀昭 委員長（公認会計士・税理士） 吉田 省三 委員（長崎大学 経済学部教授） 古瀬 寛二 委員（商工会議所副会頭） 中村 聖三 委員（長崎大学大学院 工学研究科教授） 加藤 剛 委員（弁護士） 《敬称略》
市関係出席者	柴崎副市長、本多総務部長 《事務局》大場契約管財課長、荒木契約検査班長、荒木主査 《工事主管部署》 ▸ 農林水産課…松田課長、酒井班長、西川技師 ▸ 有明支所…堀支所長、松村係長、吉岡技師 ▸ 総務課…松本課長、早稲田班長、松田技師 ▸ 道路課…中田班長、白岩技師
報告事項	平成 2 8 年度上半期入札執行及び契約状況等について
抽出事案審議	平成 2 8 年度上半期発注工事の審議について
審議対象期間	平成 2 8 年 4 月 1 日 ～ 平成 2 8 年 9 月 3 0 日
抽出事案	7 件（制限付き一般競争入札 1 件、指名競争入札 6 件） ※各委員から 2 件以内で抽出（重複あり）
委員からの意見・質問とその回答等	別紙のとおり
委員会意見の内容	▸ 制限付き一般競争入札の件数が少ない。対象工事を増やすよう検討が必要ではないか。 ▸ 再度入札で 1 回目の最低入札額以上の額を入れて無効となるというのは不自然であり、辞退することもできるのだから、このことが理解されていないのであれば、きちんと周知すべきである。 ▸ 初度入札で失格や無効となり、再度入札で 1 者しか残らない場合、競争性がなくなり、落札率が 1 0 0 % 近くになるというのは、考えないといけない。

意見・質問	回 答
(1)報告事項 平成28年度上半期入札執行及び契約状況等について	
《制限付き一般競争入札》 平成17年から全く見直していないというのが問題で、上半期でも一般競争入札が少ない状況である。基準を変えていくべきではないか。県内でみても3千万円というのは高いのではないか。 見直しに向けての協議は必要だと思う。	(県内各市の取扱いを説明) 県内では中位にある。 (本年度は3千万円以上の一般競争入札の対象工事が少ない状況) (意見として承ります)
《最低制限価格を下回った者の再度入札》 予定価格を超えた者は再度入札に参加できるが、頑張っ取りにきて最低制限価格をランダムの範囲内で下回った者が次の入札に参加できないのは、個人的には納得できない。予定価格を超えた者による再度入札となると、落札率が高くなるのは目に見えている。 法的な根拠があるのか。 それが競争性を保つ入札を行う観点から、いいことなのか、疑問である。	(県内各市の取扱いを説明) 6市は1回入札で、再度入札を行っている7市については、最低制限価格を下回ると失格等となり、次の入札には参加できない取扱いとしている。 ないと思う。告示文等に最低制限価格を下回って失格となった者は再度入札に参加できない旨を記載して、取り扱っている。
《不調の原因》 工事が減っているにもかかわらず、不調が前年度同期で2件から12件と増えた原因は何か。	災害復旧工事で何度か不調となった場合はあるが、それだけではないので、原因についてはわかりません。これも他市の状況を調べてみましたが、災害復旧工事が多かった市を除くと、大きく増加していない状況で、多い市は12%程度、少ない市では数件で、全国のデータでは5%程度の不調はあるようです。

(2)抽出事案審議 平成28年度上半期発注工事の審議について	
意見・質問	回答
審議1 三会漁港海岸保全工事（22工区） 《制限付き一般競争入札》	
1者以外が最低制限価格を下回って、失格となっている。業者の積算能力が高くなっているのか。みんな同じような設計ソフトを使っているのか。高い1者は違うソフトなのか。	設計ソフトはそんなに種類があるものではないので、同じような見積額になる。そのままの額で応札するか、諸経費だけは自分のところで計算することもあると思う。
工事費内訳書と設計書の比較表をみると、7者が同じで、直接工事費にあっては15者が同じとなっているが、これは正しい現象なのか。	土木工事については、公開されている単価で数量はわかっているとすると、有り得ることである。諸経費についても、直接工事費の割合で決まっている。応札するときに、見積額の90%程度とするか、諸経費を調整して最低制限価格付近を狙って応札していると思う。
意図的に最低制限価格を下回る額に集中して、1者が予定価格付近で応札すると、落札率は100%近くになることもあったのではないのか。	今回はランダム係数が影響して失格となっており、ランダム係数の出方次第ではこの応札でも落札できる場合もあった。
審議2 三会漁港海岸保全工事（22工区） 《指名競争入札》	
この工事では16者、21者が入札に参加しているが、通常の入札より多くはないか。	審議1の資格条件を満たす21者のうち、16者が申請して入札に参加したもので、審議2は条件を満たす21者全てを指名するため、入札参加者が多くなっている。
最低制限価格付近で落札しているわけだから、2回の入札手続きをして、業者もそう変わらないで事務的にも大変だろうし、何とかならないのか。	（今の入札の取扱い上、2回の入札をすることになる。）
工事を2つに分けることはできなかったのか。	消波ブロックの据付工事であり、2つに分けることは考えなかった。
審議3 三会漁港海岸保全工事（23工区） 《指名競争入札》	
再度入札で2者が辞退しているが、最初に予定価格を上回る応札をして辞退とい	高めで応札している者は、会社の施工能力とか、下請けとの関係で高く入れてい

意見・質問	回 答
うのは、元々とする気がないのか。低い価格で入れた者が失格となったのだから、上の方で入れていた者は、2回目は大チャンスではないのか。	と思うが、予定価格ぐらいで取ろうと思ったものが残ることはある。
ランダム係数が高めだったので、最低制限価格付近で応札した者は失格となったのか。	最低制限価格付近で応札する者は、ランダムの範囲内でも低めに入れる傾向にあり、ランダム係数が高めに出ると、このように失格となってしまう。
最低制限価格が高めになると、起こりがちなケースか。	最低制限価格付近でみんなが失格となって、予定価格ぐらいで取ろうと思ったものが残ることはある。
再度入札で1回目の最低入札額以上の額を入れて無効となっている者があるが、辞退ならわかるがどう考えるか。今回の上半期の入札でこのケースが5件ある。	1回目の最低入札額を公表して、再度入札となるが、入札参加者が見積をした者でなかったりして、自分のところの1回目の入札額から率で落としたり、一定額を差し引いて2回目の応札をしていると思うが、時間的にも短く、そこで1回目の最低入札額を下回る額である確認ができていないのではないかと推測する。
不自然な入札と思うが、無効となるということが理解されていないのであれば、周知の方法を考えなければならない。	1回目の最低入札額については、口頭で公表し、黒板に表示している。最近ではこの額以上は無効になる旨を口頭で説明しており、上回る応札はなくなっている。
取る気はないのに、入札に参加するメリットは何かあるのか。	辞退してもペナルティはない（次の指名には影響しない）旨は周知しているが、指名されると入札には参加しなければならないと思っているようである。
審議 4 有明庁舎屋上防水改修工事《指名競争入札》	
最低制限価格を大きく下回って失格となっているが、事業課ではどう考えるか。	設計については積算基準の範囲内で、安価で品質の良い工事ができるように心掛けている。 入札時に添付する工事費内訳書に1者が細目を添付していたので、市設計書と比較したところ、主要な工種でウレタン塗膜防水が800㎡程度あるが、業者の価格

意見・質問	回 答
	は市設計より約2,800円低かった。実勢価格に近付けるためには、主要な工種については、見積を取ることも必要と思う。
ダンピングでなければ、業者は実勢価格でもっと安く施工できるということで応札して、失格となることがおかしい。刊行物を使うということを知ってもらわないと、実勢の見積を取って適正に見積もって真面目にやっている業者に対して申し訳ない。	公開の参考数量書に長崎県公共建築工事積算基準を使用していると明記しており、その中に刊行物を利用との記載がある。
仕様書の内容でそれに合うものが分かるようになっているのか。	分かるようになっている。
刊行物みたいな公の書物に出ている単価じゃない単価を、根拠があれば使うことはできるのか。	(原則、県積算基準により設計することになるので、) やりにくい。
この工事だけ業者の見積が、これだけずれたのか。	防水工事はより専門的な工事であることと、また、施設を使いながらの改修工事ということで諸経費を高めに見積もったということがあると思う。
全者が直接工事費を設計額より低く見積もっており、平均でも約75%というのは、単価が明らか違うことになる。	実勢価格との差があると思う。
審議5 市庁舎建設に伴う有明庁舎改修工事《指名競争入札》	
1者を除いて予定価格を上回っているので、その1者にとらせるために他は高く入れたとも採れる。	既存庁舎を開庁した状態で改修工事をするということで、作業効率が悪いなか、決められた工期内で行わなければならないということで、高く入れられたと考えている。
時期的にも手持ち工事が多いとか、手間の割には工事額が大きくなうまみがないとか、何か原因があると思う。落札率は真ん中ぐらいであるが、落札に有効な価格の範囲に数者が入るようなやり方をしないと、競争性も担保できないし、最終的に島原市が損をすることにな	(意見として承ります)

意見・質問	回 答
りかねない。可能であれば、原因として考えられることをあげて、それをつぶす方向で今後どうするかを議論していけばよいと思う。	
先ほどの事案とは逆で、設計額が安いということはないのか。	設計については、長崎県公共建築工事積算基準に基づいて積算しており、数量も公開しているので、適正なもの考えている。
積算基準は、新設の場合と改修の場合は同じなのか。	直接工事費は変わらないが、諸経費については制約のある改修工事は高くなる。
設計額が入札額に対して、高いケースと低いケースが出たが、いずれにしても、ちゃんとした工事をやってもらって、適切な入札で市の予算が有効に執行されるようにということで検討する材料として見てもらえればと思う。	(意見として承ります)
審議 6 市庁舎建設に伴う新館改修工事（電気設備）《指名競争入札》	
改修工事の場合はちゃんと積算できない傾向があるのか。先ほどの事案と同じで何らかの合意があったのではないかと感じた。	具体的に理由は把握できないが、執務をしている庁舎での工事なので、経費が高くなる積算になったと推測する。
電気設備なので、買ってきたものを設置する工事なのか。見積でやっているものはないのか。	キュービクル、受電源設備、内部の配線の工事で、県及び刊行物の単価を使っており、1割程度が見積単価である。
1 者を除いて諸経費は高く、平均でも 20 % 以上高い。積算基準で改修工事は割増されているというが、業者はそれでは不十分ということなのか。設計額の問題なのか、業者の事情があるのか。	諸経費については、公開されている公共建築工事共通費積算基準により、直接工事費と工期で計算して、率が決まってくる。諸経費は業者の利益分に関連するもので、手持ち工事や技術者の配置、工期等、設計単価では見られないところもある。
設計ソフトを使うと、それなりの数字がわかるのではないかと。それを 20 % 増にするというのは、取れないとわかっていて入札しているのではないかと。	一般論ですが、土木工事についてはほぼ公開されているので積算ソフトの精度は高く、建築工事は情報がオープンになっていない部分も多く、見積によるものも

意見・質問	回 答
	あるので、業者も自信が持てないと思う。
審議 7 上の町上新町線改良工事 《指名競争入札》	
入札のあと、予定価格等を公表していると思うが、不落のときも公表しているのか。	不落となった場合は、公表はしない。
応札額が予定価格を上回って続けて2回不落となっており、応札の最低額を見ると、1回目より2回目の方が高くなっている。	設計については、1回目の不落のあとに数量等、積算の確認をしておき誤り等はなかった。 現場は工事のしづらい状況であって、そこは諸経費には算入されないところであり、この工事はこの経費では厳しいと判断したのだと思う。
今回は3回目の再度入札で落札しているが、そうでなければどうなるのか。	土木工事の場合は、直接工事費と諸経費がほぼ同じというのが一般的であるが、この現場は普通の改良工事とは違う状況と思う。今回は3回目で落札できてよかったが、そうでなければ担当と指名選定委員会で協議していきたい。
1回目と2回目では予定価格自体は下がっているのに、応札額は高くなっているのはなぜか。単価を取り違えるようなところはなかったのか。2回目の再度入札が予定価格より少し上のところで、各者応札しているのはその付近を予定価格とみていて、設計額が低いということではないのか。	工事費内訳書の直接工事費をみると、ほぼ設計額の100%で見積もっており、諸経費で差が出ている。この工事は現場条件がよくないので、これ以上、下げて取りたくないということで、各者1回目の最低入札額を少し下回る額で応札したものと思われる。
《審議案件に関する委員会の所見》	
審議の結果、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保について問題は認められず、適正に処理されていた。	